

議案第26号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
大阪府池田市空港一丁目12番10号 株式会社 ベルコ	491,811円

2 事件の概要

平成30年7月17日午後2時30分頃、相手方株式会社ベルコ所有のマイクロバスが、市内博多区東月隈五丁目38番付近の市道を走行中、赤信号のため停止しようとした際、当該市道に埋設された下水道管の破損部分に土砂が流入して当該市道下に空洞が生じていたため、路面が突然陥没して車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。